

移住希望者の小樽体験ツアー実施業務委託仕様書

1 業務の名称

移住希望者の小樽体験ツアー実施業務

2 業務の目的

小樽市への移住を希望している方を対象に、居住環境を実際に見たり、北海道の冬期間の生活を体験したり、地域の方との懇談をする機会を通して、移住に向けた検討をより進めてもらい、移住につなげることを目指す。

また、移住して起業することを希望している方には、起業に関するセミナーや市内空き店舗の視察を行い、具体的なイメージができるようにする。

起業セミナーや物件視察、既移住者との懇談会や小樽らしさを体験できるメニューなどをパック化し、ツアー商品として組成できるかを実証実験する。

3 委託期間

契約締結日から令和2年3月30日（月）まで

4 事業費

779千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

本業務の実施に係る全ての経費は委託料に含むものとする。

5 業務内容

(1) 小樽体験ツアーの実施

小樽市への移住を希望している人を対象としたツアーと、移住して起業することを希望している人を対象としたツアーの計2回実施すること。

① 開催場所等

小樽市内集合、解散とし、全行程小樽市内で実施すること。

集合場所までの費用は参加者負担とする。

② 開催時期等

令和2年3月14日（金）までの間で1泊2日以上とし、遠方からでも参加しやすい集合・解散時間を考慮した日程を設定すること。

③ 対象者等

参加対象者は市外在住者とし、各ツアー5名以上で定員を設定すること。

④ 移住希望者向けツアー内容

下記項目を実施するための手配、使用する資料の作成及び当日の添乗・説明を行うこと。

ア 市内の視察

移住後の生活がイメージできるような視察先を選定すること。

イ 既移住者との懇談

小樽市に移住した方と懇談する機会を1回以上設けること。

ウ ツアー期間中の滞在場所の確保

参加者が快適に滞在できる環境であること。

エ ツアー期間中の移動手段の確保

市内視察や物件視察の際に使用する車両を用意すること。

参加者全員と当日対応スタッフに加えて企画政策室職員1名が同乗できるサイズであること。

参加者を対象に旅行保険に加入すること。

オ 小樽らしさを体験できるメニュー

帰宅後も成果品を見て小樽を回想できるものであることが望ましい。

カ 参加者アンケート

P D C Aサイクルを回すため、感想のほか、将来的にツアーを商品とした場合の適正価格などについてアンケートを実施すること。

⑤ 移住・起業希望者向けツアー内容

上記④に加えて、下記の要素を盛り込むこと。

ア 起業に関するセミナー

起業にあたっての心構えや準備についてのほか、小樽市内の状況を伝えるものであること。

イ 空き店舗等の視察

空き店舗等の視察は参加者の希望業種に適合しており、実際に開業可能なものを選定すること。〈提案時は案で構わない。〉

ウ 既移住起業者との懇談

上記④イの懇談の代わりに、小樽市に移住し、起業している複数の方と懇談する機会を1回以上設けること。

参加者が希望する業種と合致することが望ましいが、その限りでない。

(2) ツアー参加者の募集のための広報

① 実施期間

令和2年1月から順次

② 方法

道内に限らず、道外からも参加いただくため、複数の媒体を活用し広報すること。

参加者募集のためのチラシを作成し、うち200部を1月14日(火)までに市に納品すること。なお、期日までの納品が困難な場合は、事前に申し出ること。

(3) 参加者の決定

参加申込の受付及び参加者の決定は企画政策室が行う。

(4) 事業実施報告書の提出

令和2年3月30日（月）までに、ツアー中における参加者からの感想や小樽市の移住に関する意見、アンケート結果及び写真による記録等をまとめるほか、ツアー商品としての考察について報告書を提出すること。

6 その他留意事項

- (1) 本仕様書に定めのない事項については、受託者と委託者において協議の上決定する。
- (2) 当該業務の遂行に当たっては、適正かつ円滑に施行するため、受託者は委託者と常に密接に連絡を取り、相互に理解し業務を進めること。
- (3) 当該業務で制作する一切の著作物の著作権等の権利は、委託者に帰属するものとする。
- (4) 受託者は、当該業務の全てを第三者に一括して請け負わせてはならない。技術的な問題等により当該業務の一部を再委託しようとする場合は、あらかじめ委託者と協議を行い、その承認を得なければならない。
- (5) 受託者は、当該業務により知り得た事項について、秘密を守り、他に漏らしてはならない。当該業務終了後も同様とする。また、受託者は、本業務の実施に当たり、個人情報を取り扱う場合は、小樽市個人情報保護条例（平成18年条例第53条）及び個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。